#### 図1 介護サービス利用者負担割合の判定基準

本人の合計所 -世帯の65歳以上の人の「年 2割負担 金収入+その他の合計所得金額」 得金額が160 65 が、次のいずれかに該当する場合。 万円以上 歳以上の ①单身者280万円以上②2人以上 の場合346万円以上 1割負担 本人の合計所 上記以外の場合 得金額が160 万円未満 1割負担

## ポイント1 定以上の 具担が2割になります 定以上所得者の利用者

利用者負担が1割から2割 歳以上の人の介護サービス 変わります。 の所得があっ 64 歳 る 65

証を発行

要介護、

要支援

新たに介護保険負担割合

通り。 利用者負担は1割です。 判定基準 0 人は 所 得に関 左上の図 わ らず

1

0

郵送します。 負担割合証」 割)を記載した「介護保険 負 認定を受けている人全員に、 (担割合 必ずこの証を事業者 翌年7月31日です。 ビスを利用する場 (1割または2 を7月下旬に 有効期限は8

る

提示してください

合は、 介護サー 月1日~ 8月以降新たに要介護認

> 行します。 定を受ける人に は、 順 次発

ま す

# 利用者負担段階を 局額介護サー

1 限 並 利用者負担段階に、 を 「高額介護サー 配額を設 |み所得者| を新設 超えた時に 険 1カ月間に利 の利用者負担が一 定します(左の 支給される -ビス費」 ί, し 「現 サ 上 役 の 定額

はげ、の うち、 Ó つ 「現役並み所得者」の 場合は申請書の提出が必 段階の引き下げを適 対象となる人 (※1) 介護保険基準収入額 第4段階への引き下 引してく

少ま、 費が40円・ ・ 多床室の屋

8月から変更になる3つのポイントを

紹介します

者必申8 ま に 要 請 案内

### 食費・居住費の利田者負担額(1円当たり) 事事っ

へ 経、負担限 人は、負担限	で さお、下の表 2 ります。 ります。 ります。 ります。 ります。 の多床室の居住 での居住 で変わ 変わ、 での表 2 食費・居住費の利用	多床室の居住が変わります	認定の要件と見ります。	多末室の居主ます。	こへ要請。 をは、す。 を 7 。 提	8月10日までに用する場合は、ら引き下げを適ださい。8月か
度額認	利用者負担段階	食費	ユニット型		住費負担額 従来型	
。定	机加口实际	負担額	1 個室	準個室	個室	多床室
, 請	■費用の目安(基準費用額) ▽施設での食費・居住費の平均 的な費用を勘案して国が定める額	1,380円	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円・※2)	370円 (840円·※3)
書に配偶	第 ▽生活保護の受給者 1 ▽本人、世帯全員と配偶者が 段 市民税非課税で、老齢福祉年 階 金の受給者	300円	820円	490円	490円 (320円·※2)	0円
者の状	第 ▽本人、世帯全員と配偶者が 2 市民税非課税で、合計所得金 段 額+課税年金収入額が80万 階 円以下の人	390円	820円	490円	490円 (420円・※2)	370円
ア況を記	第 ▽本人、世帯全員と配偶者が 3 市民税非課税で、第1段階・第 階 2段階以外の人	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円·※2)	370円

- ※2介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担額及び基準費用額。
  ※3介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の多床室の基準費用額。

### 高額介護サービス費の利用者負担段階

	対象	利用者負担上限額 (1カ月当たり)
第1 段階	▽生活保護を受けている人 ▽世帯全員が市民税非課 税で老齢福祉年金を受給し ている人	1万5,000円
第2 段階	▽世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	1万5,000円
第3 段階	▽世帯全員が市民税非課 税で、第1段階・第2段階以 外の人	2万4,600円
第4 段階	▽世帯に市民税課税者がい る現役並み所得者以外の人	3万7,200円
現役並み 所得者 (8月〜新設)	▽世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいる人。 ※1ただし、世帯内の65歳以上の人がいる人の収入合計が520万円未満(本人1人のみの場合383万円未満)の場合は、申請により第4段階になります	4万4,400円

2介護保険の施設サービス による軽減制度があります。

含む 要件を追加 ▽新たに追 (世帯が別の者も 加され 非課 る 要件 税 Ï

貯金など、全ての通帳の請の際に本人と配偶者の が 婦で2000万円以下= 請については、 ▽8月以 しを添付してください。 単身で1000万円、 てください②預貯金など書に配偶者の状況を記載 降の認定の更新 7 月 10 日

写預申夫

する「負担限度額認定」 る際の食費・居住費を軽減 やショートステイを利用す

②この特集についての問い合わせは、高齢福祉課 $\alpha$ (632)2977へ。
②**税の分野でも社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)を導入** 10月から個人番号および法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用を開始します。詳しくは、国税庁刪http://www.nta.go.jp/my numberinfo/index.htmをご覧ください。 個国のコールセンター $\alpha$ 0570(20)0178